

## 国保年金課からのお知らせ

# こんなときには、14日以内に届出を!

国保へ加入又は喪失する場合は、14日以内に国保年金課窓口へ届出してください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入する	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書、印かん、身分証
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、印かん、身分証
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の喪失証明書、印かん、身分証
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん、身分証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん、身分証
	外国籍の人が国保に加入するとき	在留カード、印かん
国保をやめる	他の市町村へ転出したとき	国保の保険証、印かん、身分証
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証または健康保険資格取得証明書
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の保険証、印かん、身分証
	国保被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、国保の保険証、印かん、身分証、 葬祭者の印かん、葬祭者の口座が分かるもの(通帳等)
	生活保護を受け始めたとき	国保の保険証、保護開始決定通知書、印かん、身分証
	外国籍の人が国保をやめるとき	国保の保険証、在留カード
その他	住所、世帯主、氏名等が変わったとき	国保の保険証、印かん、身分証
	修学や施設入所のため、他市町村に住むとき	国保の保険証、在学・在園証明書、印かん、身分証
	保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	身分証、印かん

### ◆国保に加入する届出が遅れると…

国保税は届出をした日からではなく、国保に加入するべき日まで遡って納めることになります。届出が遅れている間の医療費はやむを得ない理由がない限り、全額自己負担になります。

### ◆国保を喪失する届出が遅れると…

国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、手元にある国保の保険証を使って診察等を受けてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費を返していただくことになります。

※すべての手続きには個人番号がわかる書類(個人番号カード・通知カード等)及び、身分確認できるもの(免許証や住民基本台帳カード等)が必要です。  
※別世帯の方が届ける場合は、世帯主からの委任状が必要です。



## 入院時食事代の変更について

入院時の食事代は医療機関に入院したときに必要となる一食あたりの食費の一部(標準負担額)を自己負担します。平成30年4月から、住民税課税世帯に属する方の食事代の自己負担額が360円から460円へ引き上げられました。

### ◆1食あたりの標準負担額

住民税課税世帯	(平成30年4月改定)	460円	※ただし、難病患者等は260円のまま据え置きとなります。
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去12ヵ月の入院日数が90日以下	210円	
	過去12ヵ月の入院日数が90日超	160円	
低所得者Ⅰ	所得が一定基準に満たない70歳以上の方	100円	

お問い合わせ 国保年金課 ☎ 889-1798

## 各種健診のお知らせ

町では、特定健診(長寿健診・基本健診)、がん検診、婦人がん検診を受診する方に補助を行っています。是非、年に1度は各種健診を受けましょう!!

### 特定健診(長寿健診・基本健診)

生活習慣病の発症の原因となるメタボリックシンドロームやその予備群の発見に重きを置いた検査が中心となり、効果的に生活習慣病を予防するための健診です。

#### ◆対象者

特定健診…………… 40歳～74歳の南風原町国民健康保険に加入している方  
長寿健診…………… 後期高齢者医療保険に加入している方  
基本健診…………… 南風原町に在住の20歳から39歳で職場等で健診を受ける機会のない方

#### ◆健診費用

無料で受診できます。

### がん検診・婦人がん検診

がん検診・婦人がん検診を受診する方の、検査費用の補助を行っています。

#### ◆対象者

胃・肺・大腸がん検診… 南風原町に住んでいる、40歳以上の方  
乳がん検診…………… 南風原町に住んでいる、40歳以上の女性の方  
子宮がん検診…………… 南風原町に住んでいる、20歳以上の女性の方

※職場等で補助のある方は除く



#### ◆検診費用

受診方法、受診医療機関によって異なります。  
詳しくは、がん検診受診券をご確認ください。

### ◆受診方法◆

- ①集団健診…………… 町が指定した日時に、電話予約をして、ちむぐくる館で受診する方法。  
※詳しくはがん検診受診券又は健診ガイドをご確認ください。  
予約先:健康づくり財団 ☎889-6492
- ②個別健診…………… 町と契約した医療機関の施設で受診する方法。  
※特定健診は、県内約370の健診・医療機関で受診できます。直接医療機関へお問い合わせください。  
※がん検診も同時受診希望の方は、がん検診受診券をご確認ください。
- ③人間ドック…………… 町と契約した医療機関で、「人間ドック」を申し込んで受ける方法。  
※人間ドックを希望する人に対して、特定健診とがん検診の検査項目について補助します。  
(詳しくはがん検診受診券をご確認ください。)

### ◆受診に必要なもの◆

・健康保険証 ・特定健診受診券(長寿健診受診券・40歳未満健診受診券) ・がん検診受診券

お問い合わせ 国保年金課 ☎ 889-1798

## 交通事故などで国保の保険証を使う場合は届出が必要です!

交通事故などにあつたときは、すぐに最寄りの警察に届出をするとともに、国保の保険証を使って治療を受けるときは、役場の国保窓口へ届出(傷病届)が必要です。

業務外で交通事故にあつたり、ケンカや他人の犬にかまれたなど、他者にケガをさせられたときに、被害者がそのケガについて保険証を使って治療を受けた場合は、もともと加害者が支払うべき医療費を国保が負担したことになります。その場合、後日国保が被害者の代わりに、加害者や加害者側の損害保険会社などに、かかった医療費を請求します。そのために必要なのが傷病届です。(国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により届出が義務づけられています。)

※相手がない自損事故でケガをして保険証を使った場合も届出が必要です。  
※仕事や通勤中の事故について労災が適用される場合は、国保が使えません。勤務先で労災の手続きをしてください。

お問い合わせ 国保年金課 ☎ 889-1798